

資料名： 道路・河川工事仕様書

担当課：技術管理課

現 行	改 定 (案)	適 用
<p>1-1-2-10 工事円滑化会議の実施について 工事円滑化会議とは、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前および新工種の追加等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認を行うために開催するものである。</p> <p>2.実施時期は、工事着手前および新工種発生時等とする。なお、初回は現地調査終了後で工事着手前に実施すること。</p> <p>1-1-2-23 総価契約単価合意方式について 2.総価契約単価合意方式の対象工事については、共通仕様書 第3編 3-1-1-2を適用するものとするが、請負代金内訳書（以下「内訳書」という）の提出を求める場合、第3編 3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。受注者は、契約書第3条に基づく内訳書を受注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。 【なお、単価包括合意方式を選択した受注者も、内訳書を発注者に提出した場合には、当該工事の工事費構成書の提示を求めることが出来るものとする。】 【注】：【】内は、内訳書の提出を求めない場合に適用する。</p>	<p>1-1-2-10 工事円滑化会議の実施について 工事円滑化会議とは、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前および新工種の追加等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程（<u>クリティカルパスを含む</u>）等について確認を行うために開催するものである。</p> <p>2.実施時期は、工事着手前および新工種発生時等とする。なお、初回は現地調査終了後<u>など工事内容を踏まえて適宜判断すること。</u></p> <p>1-1-2-23 総価契約単価合意方式について 2.総価契約単価合意方式の対象工事については、共通仕様書 第3編 3-1-1-2を適用するものとするが、請負代金内訳書（以下「内訳書」という）の提出を求める場合、第3編 3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。受注者は、契約書第3条に基づく内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。 【なお、単価包括合意方式を選択した受注者も、内訳書を発注者に提出した場合には、当該工事の工事費構成書の提示を求めることが出来るものとする。】 【注】：【】内は、内訳書の提出を求めない場合に適用する。</p>	<p>文言の追加</p> <p>誤記の修正及び削除</p>

資料名： 道路・河川工事仕様書

担当課：技術管理課

現 行	改 定 (案)	適 用
<p>1-1-2-26 建設業の現場環境改善</p> <p>4. 工事完成時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。</p>	<p>1-1-2-25 デジタル工事写真の黒板情報電子化について</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象とすることができ、下記の1項から4項まで全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という）については、北海道開発局制定 道路・河川工事仕様書（以下「仕様書」という）写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用すること。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（https://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載している技術を使用すること。</p> <p>また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限るものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、1項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、仕様書写真管理基準「2-2撮影方法」による。ただし、工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 黒板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、仕様書写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、2項に示す黒板情報の電子的記入については、仕様書写真管理基準「2-5写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>※デジタル写真管理基準（国土交通省HP）のURL http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</p> <p>4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>受注者は、2項に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「黒板情報電子化写真」という）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。</p> <p>なお、納品時に受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p> <p>※チェックシステム（信憑性チェックツール）のURL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</p> <p>1-1-2-27 建設業の現場環境改善</p> <p>4. 工事完成時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p> <p>工事書類の削減の取り組みより文言の削除</p>

資料名： 道路・河川工事仕様書

担当課：技術管理課

現 行	改 定 (案)	適 用																																																																																																																																																																																																																
<p>2-2-12-2 区画線</p> <p>2. 道路区画線の材料規格及び使用量</p> <table border="1" data-bbox="114 309 846 671"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>型式</th> <th>巾</th> <th>厚さ</th> <th>ペイント</th> <th>ビーズ</th> <th>規 格</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>常温式</td><td>15 cm</td><td></td><td>48 ㊦</td><td>37 kg</td><td>JIS K 5665 1種 2号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>加熱式</td><td>15 cm</td><td></td><td>67 ㊦</td><td>56 kg</td><td>JIS K 5665 2種 2号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>加熱式</td><td>20 cm</td><td></td><td>88 ㊦</td><td>75 kg</td><td>JIS K 5665 2種 2号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>加熱式</td><td>25 cm</td><td></td><td>111 ㊦</td><td>93 kg</td><td>JIS K 5665 2種 2号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.0 mm</td><td>315 kg</td><td>20 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.2 mm</td><td>378 kg</td><td>20 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>熔融式</td><td>20 cm</td><td>1.0 mm</td><td>420 kg</td><td>27 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>熔融式</td><td>20 cm</td><td>1.2 mm</td><td>504 kg</td><td>27 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td>中央帯ハッチ</td><td>常温式</td><td>15 cm</td><td></td><td>48 ㊦</td><td>37 kg</td><td>JIS K 5665 1種 2号</td><td></td></tr> <tr><td>横 断 線</td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.5 mm</td><td>473 kg</td><td>20 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td>横断歩道を除く</td></tr> <tr><td>路面表示</td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.5 mm</td><td>473 kg</td><td>20 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td>横 断 歩 道</td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.5 mm</td><td>473 kg</td><td>専用散布材 30 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>道路区画線の材料規格及び1,000m当たり使用量は、下記のとおりとする。</p> <p>3-2-6-5 舗装準備工</p> <p>4. 舗装切断</p> <p>(3)「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。</p> <p>(4)「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。</p> <p>(5)なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。</p>	施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格	摘 要		常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号			加熱式	15 cm		67 ㊦	56 kg	JIS K 5665 2種 2号			加熱式	20 cm		88 ㊦	75 kg	JIS K 5665 2種 2号			加熱式	25 cm		111 ㊦	93 kg	JIS K 5665 2種 2号			熔融式	15 cm	1.0 mm	315 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			熔融式	15 cm	1.2 mm	378 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			熔融式	20 cm	1.0 mm	420 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号			熔融式	20 cm	1.2 mm	504 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号		中央帯ハッチ	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号		横 断 線	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号	横断歩道を除く	路面表示	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号		横 断 歩 道	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	専用散布材 30 kg	JIS K 5665 3種 1号		<p>2-2-12-2 区画線</p> <p>2. 道路区画線の材料規格及び使用量</p> <p>道路区画線の材料規格及び1,000m当たり使用量は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="943 331 1675 694"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>型式</th> <th>巾</th> <th>厚さ</th> <th>ペイント</th> <th>ビーズ</th> <th>規 格</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>常温式</td><td>15 cm</td><td></td><td>48 ㊦</td><td>37 kg</td><td>JIS K 5665 1種 2号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>加熱式</td><td>15 cm</td><td></td><td>67 ㊦</td><td>56 kg</td><td>JIS K 5665 2種 2号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>加熱式</td><td>20 cm</td><td></td><td>88 ㊦</td><td>75 kg</td><td>JIS K 5665 2種 2号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>加熱式</td><td>25 cm</td><td></td><td>111 ㊦</td><td>93 kg</td><td>JIS K 5665 2種 2号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.0 mm</td><td>315 kg</td><td>20 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.2 mm</td><td>378 kg</td><td>20 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>熔融式</td><td>20 cm</td><td>1.0 mm</td><td>420 kg</td><td>27 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>熔融式</td><td>20 cm</td><td>1.2 mm</td><td>504 kg</td><td>27 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td>中央帯ハッチ</td><td>常温式</td><td>15 cm</td><td></td><td>48 ㊦</td><td>37 kg</td><td>JIS K 5665 1種 2号</td><td></td></tr> <tr><td>横 断 線</td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.5 mm</td><td>473 kg</td><td>20 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td>横断歩道を除く</td></tr> <tr><td>路面表示</td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.5 mm</td><td>473 kg</td><td>20 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> <tr><td>横 断 歩 道</td><td>熔融式</td><td>15 cm</td><td>1.5 mm</td><td>473 kg</td><td>専用散布材 30 kg</td><td>JIS K 5665 3種 1号</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3-2-6-5 舗装準備工</p> <p>4. 舗装切断</p> <p>(3)「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。</p> <p>(4)「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。</p> <p>(5)なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。</p>	施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格	摘 要		常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号			加熱式	15 cm		67 ㊦	56 kg	JIS K 5665 2種 2号			加熱式	20 cm		88 ㊦	75 kg	JIS K 5665 2種 2号			加熱式	25 cm		111 ㊦	93 kg	JIS K 5665 2種 2号			熔融式	15 cm	1.0 mm	315 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			熔融式	15 cm	1.2 mm	378 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			熔融式	20 cm	1.0 mm	420 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号			熔融式	20 cm	1.2 mm	504 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号		中央帯ハッチ	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号		横 断 線	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号	横断歩道を除く	路面表示	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号		横 断 歩 道	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	専用散布材 30 kg	JIS K 5665 3種 1号		<p>表の位置を修正</p> <p>重複する内容の削除</p>
施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格	摘 要																																																																																																																																																																																																											
	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号																																																																																																																																																																																																												
	加熱式	15 cm		67 ㊦	56 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																																																																																																																												
	加熱式	20 cm		88 ㊦	75 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																																																																																																																												
	加熱式	25 cm		111 ㊦	93 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																																																																																																																												
	熔融式	15 cm	1.0 mm	315 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
	熔融式	15 cm	1.2 mm	378 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
	熔融式	20 cm	1.0 mm	420 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
	熔融式	20 cm	1.2 mm	504 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
中央帯ハッチ	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号																																																																																																																																																																																																												
横 断 線	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号	横断歩道を除く																																																																																																																																																																																																											
路面表示	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
横 断 歩 道	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	専用散布材 30 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格	摘 要																																																																																																																																																																																																											
	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号																																																																																																																																																																																																												
	加熱式	15 cm		67 ㊦	56 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																																																																																																																												
	加熱式	20 cm		88 ㊦	75 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																																																																																																																												
	加熱式	25 cm		111 ㊦	93 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																																																																																																																												
	熔融式	15 cm	1.0 mm	315 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
	熔融式	15 cm	1.2 mm	378 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
	熔融式	20 cm	1.0 mm	420 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
	熔融式	20 cm	1.2 mm	504 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
中央帯ハッチ	常温式	15 cm		48 ㊦	37 kg	JIS K 5665 1種 2号																																																																																																																																																																																																												
横 断 線	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号	横断歩道を除く																																																																																																																																																																																																											
路面表示	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												
横 断 歩 道	熔融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	専用散布材 30 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																																																																																																																												

資料名： 道路・河川工事仕様書

担当課：技術管理課

現 行	改 定 (案)	適 用																													
<p>3-2-14-2 植生工 19. 播種後、種子の流失を防止するとともに地中の水分を保持するため、すみやかに表面に乳剤などを散布して保護しなければならない</p> <p>付 表 4-2-2 (締固め曲線から明確な最大乾燥密度が得られない場合) (2) 衝撃加速度試験による場合は、現場の衝撃加速度が63G以上となるように管理しなければならない。</p> <p>8. 建設材料の品質記録の保存要領 8-1 適用範囲 8-1-2 コンクリート二次製品 管(函)渠類(管渠呼称1,000mm×1,000mm異常)、杭類、桁類(農業：小規模農道橋を除く)等</p> <p>8-2 提出資料 8-2-1 総括表(1)、(2)……………A4版 8-2-2 品質記録図……………A3版</p>	<p>3-2-14-2 植生工 19. 播種後、種子の流失を防止するとともに地中の水分を保持するため、すみやかに表面に乳剤などを散布して保護しなければならない。 <u>20. 客土吹付工および植生基材吹付工(土砂系)に用いる客土の品質基準は下記のとおりとし、搬入前に土壌検査結果を監督職員に提出し承諾を得なければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="936 403 1789 783"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土性</td> <td>砂壤土、壤土</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">粒径分布</td> <td>粘土含量</td> <td>0～15%</td> </tr> <tr> <td>砂含量</td> <td>40～85%</td> </tr> <tr> <td>シルト含量</td> <td>0～45%</td> </tr> <tr> <td>礫(径2～20mm)</td> <td>50%以下</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>ある程度団粒構造が認められるもの</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>10⁻⁵m/s以上</td> </tr> <tr> <td>有効水分</td> <td>80リットル/m³以上</td> </tr> <tr> <td>土壌酸度(pH:H₂O)</td> <td>pH5.5～7.0程度</td> </tr> <tr> <td>腐植含量</td> <td>30g/kg以上</td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量</td> <td>6cmol(+)/kg以上</td> </tr> <tr> <td>リン酸吸収係数</td> <td>15,000mg/kg以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>雑草・石礫のほか植物の生育に有害な物質を含んでいないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 表 4-2-2 (締固め曲線から明確な最大乾燥密度が得られない場合) (2) 衝撃加速度試験による場合は、<u>試験施工により目標衝撃加速度を求め、現場の衝撃加速度がこれ以上となるように管理しなければならない。</u></p> <p>8. 建設材料の品質記録の保存要領 8-1 適用範囲 8-1-2 コンクリート二次製品 管(函)渠類(管渠呼称1,000mm×1,000mm異常)、杭類、桁類(農業：小規模農道橋を除く)等 <u>なお、JISマーク「I類」、「II類」については、総括表を除き適用対象外とする。</u></p> <p>8-2 提出資料 8-2-1 総括表(1)……………A4版(対象工事毎に受注者が作成) 8-2-1 総括表(2)……………A4版(年度毎、構造物毎に発注者が作成) 8-2-2 品質記録図……………A3版(原則PDF形式)</p>	項 目	基 準	土性	砂壤土、壤土	粒径分布	粘土含量	0～15%	砂含量	40～85%	シルト含量	0～45%	礫(径2～20mm)	50%以下	構造	ある程度団粒構造が認められるもの	透水係数	10 ⁻⁵ m/s以上	有効水分	80リットル/m ³ 以上	土壌酸度(pH:H ₂ O)	pH5.5～7.0程度	腐植含量	30g/kg以上	塩基置換容量	6cmol(+)/kg以上	リン酸吸収係数	15,000mg/kg以下	その他	雑草・石礫のほか植物の生育に有害な物質を含んでいないこと	<p>吹付工に用いる客土の品質基準の追</p> <p>文言の修正</p> <p>「平成30年3月28日付 国技建管第36号」に基づき、一部改定する。</p>
項 目	基 準																														
土性	砂壤土、壤土																														
粒径分布	粘土含量	0～15%																													
	砂含量	40～85%																													
	シルト含量	0～45%																													
	礫(径2～20mm)	50%以下																													
構造	ある程度団粒構造が認められるもの																														
透水係数	10 ⁻⁵ m/s以上																														
有効水分	80リットル/m ³ 以上																														
土壌酸度(pH:H ₂ O)	pH5.5～7.0程度																														
腐植含量	30g/kg以上																														
塩基置換容量	6cmol(+)/kg以上																														
リン酸吸収係数	15,000mg/kg以下																														
その他	雑草・石礫のほか植物の生育に有害な物質を含んでいないこと																														

資料名： 道路・河川工事仕様書

担当課：技術管理課

現 行	改 定 (案)	適 用																																							
<p>8-3 保存方法 発注者は品質記録資料の原本及び電子データを工事完成図書として永久保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。</p>	<p>8-3 記入方法 生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を記録する。 なお、品質記録のための様式については、下表のとおりとし、様式の電子データについては、国土技術政策総合研究所のHPから入手するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="936 352 1789 963"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種 類</th> <th colspan="2">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>総括表(1)</td> <td colspan="2">様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>総括表(2)</td> <td colspan="2">様式-101</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>生コンクリート品質記録表</td> <td rowspan="2">(1) 配合</td> <td>JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリートシート配合計画書〕</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>コンクリート二次製品の品質記録表</td> <td>JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリートシート配合計画書〕</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="3">生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表</td> <td rowspan="3">(2) 材料特性</td> <td>1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔セメント試験成績表〕</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2) 骨材 様式-105</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤(JIS A 6204)試験結果報告書〕</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>生コンクリート品質記録表</td> <td>(3) コンクリートの品質試験結果</td> <td>様式-107</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>コンクリート二次製品の品質記録品質記録表</td> <td>(3) コンクリート二次製品の品質</td> <td>様式-108</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>生コンクリート品質記録表</td> <td>(4) 打設関係</td> <td>様式-109</td> </tr> </tbody> </table> <p>8-4 保存方法 発注者は品質記録資料の原本及び電子データを工事完成図書として30年保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。</p>	No.	種 類	様 式		1	総括表(1)	様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用		2	総括表(2)	様式-101		3	生コンクリート品質記録表	(1) 配合	JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリートシート配合計画書〕	4	コンクリート二次製品の品質記録表	JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリートシート配合計画書〕	5	生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表	(2) 材料特性	1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔セメント試験成績表〕	6	2) 骨材 様式-105	7	3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤(JIS A 6204)試験結果報告書〕	8	生コンクリート品質記録表	(3) コンクリートの品質試験結果	様式-107	9	コンクリート二次製品の品質記録品質記録表	(3) コンクリート二次製品の品質	様式-108	10	生コンクリート品質記録表	(4) 打設関係	様式-109	<p>「平成30年3月28日付 国技建管第36号」に基づき、一部改定する。</p> <p>「平成30年3月28日付 国技建管第36号」に基づき、一部改定する。</p>
No.	種 類	様 式																																							
1	総括表(1)	様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用																																							
2	総括表(2)	様式-101																																							
3	生コンクリート品質記録表	(1) 配合	JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリートシート配合計画書〕																																						
4	コンクリート二次製品の品質記録表		JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリートシート配合計画書〕																																						
5	生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表	(2) 材料特性	1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔セメント試験成績表〕																																						
6			2) 骨材 様式-105																																						
7			3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤(JIS A 6204)試験結果報告書〕																																						
8	生コンクリート品質記録表	(3) コンクリートの品質試験結果	様式-107																																						
9	コンクリート二次製品の品質記録品質記録表	(3) コンクリート二次製品の品質	様式-108																																						
10	生コンクリート品質記録表	(4) 打設関係	様式-109																																						